

出席停止になる感染症について

生徒が下記の病気に感染した場合は、学校長の指示により「出席停止」になります。

記

学校保健安全法施行規則第18条で定められている感染症は次のとおりです。

第一種（原則または必要に応じて指定医療機関入院・治癒するまで出席停止）

鳥インフルエンザ エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう
南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎
ジフテリア SARS 指定感染症 新感染症

第二種（学校において流行を広げる可能性の高い感染症）

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種（学校において流行を広げる可能性がある感染症）

流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 細菌性赤痢
腸チフス パラチフス コレラ
その他の感染症：溶連菌感染症 感染性胃腸炎 伝染性紅斑 手足口病
マイコプラズマ感染症 等

上記の感染症と医師から診断された場合は

- ①学校（担任）に連絡をする
- ②医師から登校の許可が出るまで、ゆっくり休養をする
- ③医師に「治癒証明書」を書いてもらう（医療機関によっては有料の場合がある）
- ④「治癒証明書」を必ず持って登校し、担任へ提出する。

※インフルエンザに限り、医師の指導のもと保護者記載の「インフルエンザにおける出席停止確認書」提出することにより、出席停止の措置および登校再開を可能とします。

- ・ご不明な点は各担任、または保健室までお問い合わせください。